

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

災害により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

当社では、災害により災害救助法が適用された地域の被災契約者のご契約について、以下の特別お取り扱いを実施いたします。詳細につきましては、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

記

〔災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて〕

○ 保険金、解約払戻金等の簡易迅速なお支払い

お申し出により、提出書類を一部省略することで、保険金、解約払戻金等の簡易迅速なお支払いをいたします。

〔災害救助法の適用状況(厚生労働省発表)〕

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
平成 25 年 2 月 22 日	【新潟県】 長岡市(ながおかし) 柏崎市(かしわざきし) 小千谷市(おぢやし) 十日町市(とおかまちし) 上越市(じょうえつし) 魚沼市(うおぬまし) 南魚沼市(みなみうおぬまし) 阿賀町(あがまち)	降雪にかかる災害救助法の適用
平成 25 年 2 月 25 日	妙高市(みょうこうし)	

【お問い合わせ先】